

第3回緊急事態宣言 主な内容

令和3年4月23日に公表されました緊急事態宣言について、事業者の皆様に関連する情報をまとめましたので共有させていただきます。

期間

令和3年**4月25日**（日曜日）～**5月11日**（火曜日）

休業

● **酒類**や**カラオケ**設備を提供する**飲食店**

● 床面積**1,000㎡超**の商業施設・遊興施設

※生活必需品売場を除く

時短

午後8時までの営業可

● 酒類やカラオケ設備を**提供しない飲食店**

※宅配・テイクアウトを除く

※通常酒類やカラオケ設備を提供する飲食店でもそれらを提供しない場合は時短営業が可能

協力金

● 休業要請等に応じた場合、1店舗・1日あたり**4～20万円**

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高に応じて、1日あたりの協力金が変わります。

問合せ先

兵庫県緊急事態措置コールセンター

078-362-9921

詳しくは兵庫県のホームページで確認できます。